

議案第142号

地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る出資等に係る不要財産の納付  
の認可について

令和元年7月29日付けで別紙申請書により申請のあった地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る出資等に係る不要財産の本市への納付については、申請のとおり認可する。

令和元年9月18日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る出資等に係る不要財産の本市への納付について認可をするため、地方独立行政法人法第42条の2第5項の規定により、この案を提出する次第である。

(別紙申請書)

大病財第12号

令和元年7月29日

大阪市長 松井一郎様

地方独立行政法人大阪市民病院機構

理事長 瀧藤伸英 

出資等に係る不要財産の納付について

地方独立行政法人法第42条の2第1項及び地方独立行政法人法施行令第8条第1項の規定に基づき、出資等に係る不要財産の出資等団体への納付についての認可を申請します。

- 1 現物による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容  
別表の①欄のとおり
- 2 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる理由  
大阪市立住之江診療所の新築移転に伴い不要となるため
- 3 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額  
別表の②欄のとおり
- 4 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容  
別表の③欄のとおり
- 5 現物による出資等団体への納付の予定時期  
令和元年12月予定
- 6 その他必要な事項  
なし

## 別表

資産の種別等		地番又は所在	地積又は延べ面積 (m <sup>2</sup> )	取得の日における帳簿価額 (円)	申請の日における帳簿価額 (円)	取得に係る出資又は支出の額 (円)	その他その内容
土地		住之江区東加賀屋1丁目9番1	14,592.02	2,626,602,932	2,626,602,932	3,802,826	現物出資
建物	病院	住之江区東加賀屋1丁目9番地1	11,365.69	493,070,596	180	81,038,410	現物出資・支出(運営費負担金)
	事務所(1)・倉庫(1)		2,487.05	81,380,502	19	117,824	現物出資
	事務所(2)		385.28	12,440,000	5	18,011	現物出資
	事務所(3)		211.70	4,200,000	5	6,081	現物出資
	倉庫(2)		1,183.80	17,311,056	18	25,063	現物出資
	倉庫(3)		156.66	5,903,333	1	8,547	現物出資
	倉庫(4)		66.10	1,300,000	1	1,882	現物出資
	機械室		19.25	192,500	1	279	現物出資
	ポンプ室		12.24	179,455	3	260	現物出資
計				3,242,580,374	2,626,603,165	85,019,183	

(参考)

地方独立行政法人法（抄）

（出資等に係る不要財産の納付等）

第42条の2 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（次項から第4項までにおいて「出資等団体」という。）に納付するものとする。

2-4 省 略

5 設立団体の長は、第1項又は第2項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

6 省 略